

令和5年第8回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和5年7月25日（火）

午後1時30分開会

本庁舎3階 第一会議室

日程	議	題
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第29号	令和6年度使用小学校教科用図書の採択について
第3	議案第30号	小金井市体育館条例施行規則の一部を改正する規則
第4	議案第31号	小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則の一部を改正する規則
第5	議案第32号	小金井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
第6	協議第1号	公民館緑分館野外調理場の検討状況について
第7	報告事項	1 その他
		2 今後の日程

議案第29号

令和6年度使用小学校教科用図書採択について

令和6年度使用小学校教科用図書について、別紙のとおり採択する。

令和5年7月25日提出

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、令和6年度使用小学校教科用図書の採択をする必要があるため、本案を提出するものであります。

令和6年度使用小学校教科用図書

種目	種類数	教科用図書発行者名（略称）	決定
国語	3	東書・教出・光村	
書写	3	東書・教出・光村	
社会	3	東書・教出・日文	
地図	2	東書・帝国	
算数	6	東書・大日本・学図・教出・啓林館・日文	
理科	5	東書・大日本・学図・教出・啓林館	
生活	6	東書・大日本・学図・教出・光村・啓林館	
音楽	2	教出・教芸	
図画工作	2	開隆堂・日文	
家庭	2	東書・開隆堂	
体育 保健	6	東書・大日本・大修館・文教社・光文・学研	
外国語 英語	6	東書・開隆堂・三省堂・教出・光村・啓林館	
道徳	6	東書・教出・光村・日文・光文・学研	

上記の表は略称にしているので、以下に正式名称を示す。

東書（東京書籍株式会社）

大日本（大日本図書株式会社）

開隆堂（開隆堂出版株式会社）

学図（学校図書株式会社）

三省堂（株式会社三省堂）

教出（教育出版株式会社）

教芸（株式会社教育芸術社）

光村（光村図書出版株式会社）

帝国（株式会社帝国書院）

大修館（株式会社大修館書店）

啓林館（株式会社新興出版社啓林館）

日文（日本文教出版株式会社）

文教社（株式会社文教社）

光文（株式会社光文書院）

学研（株式会社 Gakken）

議案第30号

小金井市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市体育館条例の一部を別紙のように改める。

令和5年7月25日提出

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

公共施設予約システムの更新に伴い、関係規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市体育館条例施行規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3か月」を「2か月」に、「2か月」を「1か月」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市体育館条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後の体育館の使用に係る申請について適用する。

小金井市体育館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p>(使用申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 貸切使用の申請は、体育館を使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の<u>2</u>か月前の月の初日から使用日の3日前までとし、市民以外の者が使用する場合は、使用日の属する月の<u>1</u>か月前の月の初日から使用日の3日前までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 省略</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市体育館条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後の体育館の使用に係る申請について適用する。</p>	<p>(使用申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 貸切使用の申請は、体育館を使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の<u>3</u>か月前の月の初日から使用日の3日前までとし、市民以外の者が使用する場合は、使用日の属する月の<u>2</u>か月前の月の初日から使用日の3日前までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 省略</p>	

議案第31号

小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市栗山公園健康運動センター条例の一部を別紙のように改める。

令和5年7月25日提出

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

公共施設予約システムの更新に伴い、関係規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3か月」を「2か月」に、「2か月」を「1か月」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後のセンターの使用に係る申請について適用する。

小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p>(使用申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 貸切使用の申請は、市内在住又は市内在勤者が過半数を占める団体（以下「市内の団体」という。）が使用する場合は、使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の<u>2</u>か月前の月の初日から使用日の3日前までとし、市内在住又は市内在勤者以外の者が過半数を占める団体が使用する場合は、使用日の属する月の<u>1</u>か月前の月の初日から使用日の3日前までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 省略</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後のセンターの使用に係る申請について適用する。</p>	<p>(使用申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 貸切使用の申請は、市内在住又は市内在勤者が過半数を占める団体（以下「市内の団体」という。）が使用する場合は、使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の<u>3</u>か月前の月の初日から使用日の3日前までとし、市内在住又は市内在勤者以外の者が過半数を占める団体が使用する場合は、使用日の属する月の<u>2</u>か月前の月の初日から使用日の3日前までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 省略</p>	

議案第32号

小金井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

小金井市スポーツ推進審議会条例第3条第2項に基づき、小金井市スポーツ推進審議会委員（第1期）の欠員を別紙のとおり委嘱する。

令和5年7月25日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

（提案理由）

小金井市スポーツ推進審議会の委員に欠員が生じたことにより、委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別 紙

小金井市スポーツ推進審議会委員候補者名簿（第1期）

任期 自：令和5年 8月 1日
至：令和6年2月13日

氏 名	所 属・推 薦 団 体	委員歴	適用
やまだ ひろみ 山田 裕己	(公財) 小金井市体育協会	1期目	社会体育関係者
ただ けいこ 多田 啓子	公募委員	1期目	市民

協議第 1 号

公民館緑分館 野外調理場の検討状況について

公民館緑分館 野外調理場の検討状況について協議を求める。

令和 5 年 7 月 2 5 日提出

小金井市教育委員会
教育長 大 熊 雅 士

(提案理由)

現在休止中の公民館緑分館の野外調理場について、再開に向けて検討を行ってきたところ、検討状況を報告させていただき、本件について協議を求めるものであります。

協議第1号資料

公民館緑分館 野外調理場の検討状況について

1 検討のまとめ

公民館緑分館の野外調理場は、安全性の確保や周辺環境への影響を最小限に留めるため必要となる改修を行い、青少年センターから継承した青少年野外調理活動実習施設として現在地で存続する。

2 利用ルール（概要）

(1) 利用目的

- ア 野外調理の初歩的技能の習得
- イ 活動を通じ、利用者の相互理解及び協力の大切さの学習
- ウ 食や食材への感謝の気持ちの醸成
- エ 環境に対する意識の醸成
- オ 活動を通じた実体験の習得
- カ 思いやりの気持ちの醸成

(2) 利用団体

公民館登録団体のうち、青少年教育又は健全育成に資する活動を目的とする団体で、公民館が実施する利用者講習を受講した団体

(3) 利用団体数

1日1団体

(4) 利用可能日及び時間

- ア 毎月第2土曜日、第4土曜日 10時から16時まで
- イ 緑分館の宿泊事業を伴う活動の場合は、アの当日10時から19時まで（6月から9月）及びアの翌日10時から14時まで

(5) 禁止事項

- ア 野外調理実習以外の活動
- イ 懇親目的の活動
- ウ 使用方法で定める燃料以外の物の焼却行為
- エ その他公民館長が不相当と判断した使用

3 スケジュール（予定）

(1) 説明会

令和5年8月末

(2) 利用者講習

令和6年2月から開始

(3) 供用開始

令和6年4月

教育委員会の今後の日程

令和5年7月25日

会 議 名	日 時	場 所
令和5年 第9回教育委員会定例会	8月22日(火) 午後1時30分	801会議室
東京都市町村教育委員会連合会 第2回理事会、第1回理事研修会	8月24日(木) 午後2時、午後3時	東京自治会館
東京都市町村教育委員会連合会 第1回研修会	10月6日(金)	オンライン開催
令和5年 第10回教育委員会定例会	10月10日(火) 午後1時30分	801会議室
南小学校開校50周年 記念式典・祝賀会	11月2日(木) 午後1時30分	南小学校体育館
令和5年 第11回教育委員会定例会	11月7日(火) 午後1時30分	801会議室
全国小学校社会科研究協議会研究大会 小金井市研究奨励校研究発表会	11月10日(金) 午前9時	第一小学校